

~~~~~

**午前 10 時 00 分 開会**

○岡田議長 これより令和 7 年米子市議会 5 月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、報告書のとおり御了承願います。

なお、本日の議事日程は、配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

第 1 会議録署名議員の指名

○岡田議長 それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、土光議員及び矢田貝議員を指名いたします。

~~~~~

**第 2 会期の決定**

○岡田議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

この際、伊木市長が発言を求めておられますので、これを許可

いたします。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） 本日、ここに令和7年米子市議会5月臨時会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る4月20日に執行されました米子市長選挙におきまして再選を果たすことができまして、引き続き米子市の市政運営を担うこととなりました。改めて市民の皆様からの負託を受けまして、その責務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

さて、3期目は、本年3月に策定いたしました第2次米子市まちづくりビジョンに基づき、これまでの2期8年で取り組んでまいりました「住んで楽しいまち よなご」の実現に向けた様々な施策を着実に進めますとともに、本市の持つ魅力を十分に引き出し、また生かしながら、誇れるまちをつくってまいります。そして、人口減少の時代に入り、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさも求められるなど、地域が大きな転換点を迎えた今、都市と自然の調和した本市にとって大きなチャンスと捉え、輝ける地方都市としての発展を目指し、全力で取り組んでまいります。

施政方針につきましては、改めて6月定例会で表明いたしますが、何とぞ引き続き御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、議員各位におかれましてはますます御健勝で御活躍いただきますよう祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

第3 議案第48号・議案第49号

○岡田議長 次に、日程第3、議案第48号及び議案第49号の

2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第48号及び議案第49号の2議案につきまして御説明をいたします。

初めに、議案第48号、財産の取得については、市内の中学校において使用する学習用タブレット端末を更新するため、議案書の相手方、取得価格などにより取得するものでございます。

次に、議案第49号、和解については、交通事故による損害賠償について和解しようとするものでございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○岡田議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件につきましては、民生教育委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

○岡田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第48号及び第49号について、委員会の審査報告を求めます。

安達民生教育委員長。

○安達議員（登壇） 民生教育委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について、休憩中に委員会

を開き、審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第48号、財産の取得について及び議案第49号、和解については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、民生教育委員会の審査報告を終わります。

○岡田議長 以上で委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 第4 議案第50号

○岡田議長 次に、日程第4、議案第50号、副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第50号につきまして御説明をいたします。

議案第50号は、副市長の選任について御同意をお願いするものでございまして、本年5月21日をもって任期満了となります伊澤勇人副市長を引き続き副市長として選任したいと存じます。御審議をよろしくお願いいたします。

○岡田議長 これより質疑に入ります。

土光議員。

○土光議員 今回の議案で、伊澤氏を続けて副市長に選任することですが、以下3点質問をします。

伊澤氏は、この8年間、副市長として様々なことをやられてきました。この8年間の伊澤副市長に対して、市長はこれをどのように評価をしているのでしょうか。評価できる点、それからいまいち歩足らざる点を一つずつ上げていただければと思います。

それから、2つ目の質問。今回、なぜ継続して副市長に伊澤氏を指名すると判断したのか、その理由を改めて御説明ください。

3点目、今後の4年間、伊澤副市長に伊木市政の中でどのような役割を担ってもらいたいと思っているのでしょうか。特に今、問題になっている本庁舎等に関して、地主との借地交渉において副市長にはどのような役割を担ってもらおうおつもりでしょうか。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 御質問についてお答えをいたします。

まず、この2期8年、伊澤副市長は任期を務めてもらったわけですが、その点につきましては様々な案件について、一つ一つ上げれば切りはございませんけれども、実績として

積み上げていただいたということは評価をしてる点でございます。課題は残しております、様々な、特に大型案件につきましてまだ進捗が十分に進んでいないものですか、あるいは成果が出ていないものなどなど市政課題というものは引き続いてあるという点については我々も認識をしてるところでございます、もちろんその全ての責任は私にあるというふうに認識しております。

また、次の4年も伊澤副市長に任せたい、その理由でございますけれども、やはり引き続いて重要案件がまだ片づいていないというものがございます。これ、個々には上げませんが、幾つかあると認識しております。それについてしっかりと責任持って、事務方のトップとしてやり遂げてもらいたい、そのように思っているところでございます。

そして、伊澤副市長にどのような役割を担ってもらいたいのか、これ、やはり先ほど具体的に上げていただきました市役所の底地を買い取る交渉はもちろんのこと、様々な案件につきまして事務方のトップとしてのその役割をしっかりと果たしてもらおうべく、これからも努力をしてもらいたいと考えております。以上です。

○岡田議長 いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 ほかにないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

松田議員。

○松田議員（登壇） 議案第50号、副市長の選任について、私は反対の立場で討論します。

さきの市長選において、伊木市長が選ばれ、3期目の市政運営のかじ取りをされることとなりました。しかし、有効投票数の43.3%に当たる2万3,455票はほかの候補者に投じられています。つまり、投票した市民のうち5名中2名は、現職ではなく、別の候補者を支持しました。この結果は米子市に新しい風、変化を求める声が多く存在することを示しているのではないのでしょうか。伊澤副市長がこれまで8年間、市政の中枢を担い、まるで市長のように多くの要職を兼ねながら行政を運営してきた点は評価に値すると思います。しかしながら、伊澤副市長が再任されれば、市長、副市長ともに3期連続の同じ顔ぶれとなります。そうなれば、これまでと何ら代わり映えのない市政運営が続くことになり、本市に新しい風は吹かず、変化は生まれません。

世界は驚異的なスピードで変革を遂げており、米子市を取り巻く環境も目まぐるしく変化しています。人口減少をはじめ様々な厳しい課題が山積しています。これに対応するには、立ち向かっていくためには今までと同じではなく、新たな視点を持った副市長を選ぶことが必要なのではないのでしょうか。その最適なタイミングは伊木市政が3期目に入る今だと考えます。米子市の発展のために、厳しい時代を生き抜くために本議案には同意できず、反対いたします。議員の皆様のご賢明な御判断をお願いいたします。

以上です。

○岡田議長 ほかに討論はありませんか。

土光議員。

○土光議員（登壇） 議案第50号、副市長の選任について、私は賛成の立場で討論をします。

地方自治法第162条に、副知事及び副市町村長は普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任するとあり、今回、伊木市長が副市長に伊澤氏を選任するとの議案が出されています。これは伊木市長が今後4年間、伊木市長、伊澤副市長のいいコンビで市政に取り組みたいとの提案だと私は受け止めます。副市長の選任の提案権は市長の専属であるので、私はこの市長の判断を尊重したいと思います。したがって、この議案に反対するものではありません。この8年間の伊澤副市長の議会答弁を振り返ると、多岐にわたる分野において、過去の経緯等を含め、事実関係について丁寧で分かりやすい説明がなされていたこともあり、私自身もそれにより勉強をさせてもらった面があったというふうに思っています。しかしながら、今後の4年間を見据えて、伊澤副市長の議会答弁に関し、これまで気になる点もあったので、以下、指摘をしておきます。

それは、副市長としての立場をわきまえるべきであるということです。つまり、市長は有権者から直接選ばれているのに対し、副市長は有権者ではなく、市長個人から選ばれているにすぎないということです。また、議会においても、議会が選ぶのではなく、市長の選任に関して同意したにすぎないということです。過去、議会答弁で以下のような場面が少なからずありました。議員から

の市長の見解を問う、市長はどのように考えているのかという質問に対して、市長は無言のまま、代わりに副市長が答弁するという場面がありました。事実関係の説明等ではなく、市長自身の考えを聞いているのに、それを本人ではない副市長が代弁するというのはおかしいことです。質問している議員は、そしてその背景にいる市民は、有権者から直接選ばれている市長の見解、考えを聞きたいと思って質問をしているにもかかわらずです。それを市長個人から選ばれたにすぎない副市長が市長自身の見解、考えを代弁するようなことはやめていただきたいと思っています。今後の4年間、このような場면을市民が見ることのないように切に願うものです。以上です。

○岡田議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

第5 議案第51号

○岡田議長 次に、日程第5、議案第51号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第51号につきまして御説明をいたします。

議案第51号は、教育委員会委員の任命について御同意をお願いするものでございまして、教育委員会委員のうち本年5月19日をもって任期満了となられます白井靖二氏を引き続き任命したいと存じます。御審議をよろしくお願いいたします。

○岡田議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

## 第6 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○岡田議長 次に、日程第6、選挙管理委員会委員及び補充員の

選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員4名と同補充員4名を選挙するものであります。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に、入澤睦美氏、小原荘七氏、大江淳史氏、永江佳代氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員補充員に、第1補充員に宮松徹氏、第2補充員に恩田英基氏、第3補充員に山下文江氏、第4補充員に河田純子氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和7年米子市議会5月臨時会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会